

東名古屋病院体育館利用に関する運用細則

(趣旨)

第1条 この運用細則は、独立行政法人国立病院機構東名古屋病院施設管理規程第3条に定める職員以外の体育館利用に関して、東名古屋病院（以下「当院」と記載する。）体育館の円滑な管理運営を目的とする。

(定義)

第2条 この規程において体育館とは、当院が保有する体育館及びその附属設備のことをいう。

(利用申請)

第3条 当院職員以外で体育館の利用許可を受けようとする者は、次の使用期間に応じた申請期間に様式1申請書（体育館）を当院院長（以下「院長」と記載する。）に提出しなければならない。また、特別な設備、装備等を使用する場合は、申請書にその旨を記載しなければならない。

なお、利用申請が重複した場合は、当院が抽選のうえ利用者を選定することとする。

(使用期間)	(申請期間)
4～6月	直前の1月4日～2月28日
7～9月	直前の4月1日～5月31日
10～12月	直前の7月1日～8月31日
1～3月	直前の10月1日～11月30日

2 前項の各申請期間末日が平日ではない場合は、直前の平日をもって申請日末日とする。なお、平日とは土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月28日～1月3日）以外の日を指す（以下同じ。）

3 利用申請は、原則として以下電子メールアドレスに申請することとする。

312-toiawase@mail.hosp.go.jp

(利用の許可)

第4条 院長は体育館利用を許可したときは、第3条第1項の使用期間開始月の前月15日を目処に、様式2申請許可書（体育館）に許可条件を付して申請者に交付するものとする。

2 院長は体育館の利用を許可した場合、当院関係職員に対して管理を命ずるものとする。

(許可条件の制限)

第5条 院長は次の各号に該当する場合は、体育館の利用を許可しない。

- 一 当院運営上、支障があるとき
- 二 公安を害し、風俗をみだしその他公共の福祉に反するおそれがあるとき
- 三 もっぱら私的営利を目的（転貸を含む）とするとき
- 四 体育館の管理上支障があるとき

(許可の取消し)

第6条 院長は、体育館の利用を許可したあとで、次のいずれかに該当する場合は、

いつでもその許可を取り消すことができる。

- 一 当院及び学院運営上、必要が生じたとき
- 二 許可条件に従わないとき

(利用の変更及び取り消し)

第7条 体育館の利用許可を受けた者で利用変更をしたいときは、その旨を院長に書面で申し出なければならない。また、利用を取り消そうとするときは体育館利用取消届を院長に提出しなければならない。

(利用時間の制限)

第8条 体育館を利用する時間は、次のとおりとする。

- 一 平日 15：00～21：00
- 二 上記以外 9：00～17：00

(注意事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 利用許可を受けた目的外利用をしないこと
- 二 利用者は体育館を利用する権利を譲渡及び転貸をしてはならない
- 三 利用許可を受けていない施設を利用しないこと
- 四 火気（喫煙を含む）を使用しないこと
- 五 許可なく施設にはり紙、釘類の使用をしないこと
- 六 施設、備品を破損したとき又は滅失したときは、ただちに院長に報告し、損害を弁償しなければならない
- 七 物品等を販売しないこと
- 八 その他、院長が指示したこと

(利用者の制限)

第10条 次の各号に該当する者は、体育館の利用を禁ずる。

- 一 インフルエンザ等感染性疾患に罹患していることが認められる者
- 二 当規程及び管理上の指示に従わない者
- 三 管理上支障があると認められる者

(利用料金及び支払)

第11条 使用料金については以下のとおりとする。

1 時間あたり 1,500円（消費税含む）

2 支払いは以下口座に利用日の3営業日前までに振り込むこととする。

名古屋銀行（金融機関コード 0543）

梅森支店（支店コード 134）

普通預金 3194707

独立行政法人国立病院機構東名古屋病院

3 領収書の発行は希望者にのみ行う。

4 料金支払後に利用者都合により体育館を使用しなかった場合、返金をしない。

(利用後の手続き)

第12条 利用者は体育館利用後、ただちに利用した施設を現状に復し、当院に報告し体育館の引き継ぎを完了しなければならない。

(その他)

第13条 施設利用時の不具合、事故等に関して、当院は一切の責任を負わない。

附則 1 この細則は、令和8年1月5日から施行する。